2018年10月31日

お客さま 各位

九州労働金庫

ATM振込取引の一部利用制限について

いつも九州ろうきんをご利用いただき、ありがとうございます。

九州ろうきんでは、振り込め詐欺をはじめとした特殊詐欺の被害防止への取り組みとして、一定の 条件に該当するお客さまの ATM でのお振込取引を一部制限させていただきます。

対象のお客さまにはご不便をおかけしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための取り組みとして、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 対象となるお客さま

下記(1)②の両方に該当するお客さま

- ①70歳以上の個人および個人事業主の方
- ②過去1年間(12か月)にATMでのお振込取引がない方

2. 利用制限の内容

当金庫および他金融機関のATMでの20万円以上のお振込取引ができなくなります。

※ATMでの「お引出し」や「お預け入れ」は従来どおりご利用いただけます。

3. 利用制限の開始日

2019年1月4日(金)

4. その他

振込制限の対象となるお客さまで制限額を超えるATMでの振込取引をご希望の場合は「当該口座のキャッシュカード」と「本人確認書類」をご準備いただき、お近くの営業店窓口へお申し出ください。

以上